

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

受注者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業員の監督

受注者は、その従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

受注者は、発注者からの受託業務を第三者に再委託してはならない。

第6 再委託の特例

第5にかかわらず、受注者はあらかじめ書面により発注者の同意を得た場合に限り、個人情報の取扱いを第三者に再委託することができる。この場合において、受注者は、再委託した者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）、住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）、個人情報管理責任者の氏名その他発注者が必要であると認める事項を記載した書面により、発注者に報告しなければならない。

第7 再委託する場合の措置

受注者は、再委託を行う第三者に対し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとし、第三者に対する再委託により発注者が損害を被った場合は、受注者が損害の賠償を負うものとする。

第8 複写又は複製の禁止

受注者は、発注者の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。複製する場合は、事前に書面による同意を発注者から受けるものとする。

第9 資料等の廃棄

受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第10 目的外利用・提供の禁止

受注者は、発注者の同意がある場合を除き、この契約以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第11 取扱状況の報告等

発注者は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第12 事故発生時における報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

第13 業務委託契約の期間中であると終了後であることを問わず、受注者がこの覚書に違反し、発注者に損害が生じたとき又は発注者が第三者に対し損害賠償等の支払をしたとき、受注者は発注者が負担した一切の費用を発注者に支払うものとする。